

## 千葉県準要保護児童生徒認定基準

千葉県要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱第3条第2号に定める「生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者」（以下「準要保護者」という。）については、以下の基準により認定するものとする。

### 1 認定基準

教育委員会は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者以外で、次に該当する者については、学校長並びに必要なに応じて保健福祉センターの長及び民生委員の助言を求め、援助を必要と認める者について準要保護者として認定する。

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- ① 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- ② 市町村民税の非課税
- ③ 個人の事業税の減免（地方税法第72条の62）
- ④ 固定資産税の減免（地方税法第367条）
- ⑤ 国民年金の保険料の減免（国民年金法第89条又は第90条）
- ⑥ 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予（国民健康保険法第77条）
- ⑦ 児童扶養手当の支給（児童扶養手当法第4条）
- ⑧ 生活福祉資金の貸付

(2) (1) 以外の者で、次のいずれかに該当する児童生徒の保護者。ただし、次の②から⑤においては、児童生徒の属する世帯の前年中の総所得金額、退職所得及び山林所得の合計額が「2. 目安額の算定」に定める目安額以下の場合とする。

- ① 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者、職業安定所登録日雇労働者又は雇用保険が支給されている者
- ② 職業が不安定で、経済的に児童生徒を就学させることが困難である者
- ③ 学級費、PTA会費等の学校納付金の減免が行われている者
- ④ 学校納付金及び給食費の納付が困難で、児童生徒の被服、学用品及び通学用品等に不自由をきたしている者
- ⑤ 経済的理由により、児童生徒を欠席させる日数が多い者

(3) その他、教育委員会が必要と認めた者

### 2 目安額の算定

(1) 目安額は、児童生徒の属する世帯の構成に基づき、平成24年12月末日時点の生活保護法第8条に基づき厚生労働大臣が定める生活保護基準額（以下「生活保護基準額」という。）を用い、次の①～③の合計額とする。

- ① 生活扶助基準の居宅に係る基準生活費の第1類、第2類、第1類中「母子」、「障害者」、第2類中「地区別冬季加算額」及び「期末一時扶助」に示す額。
  - ② 教育扶助基準の表中「基準額」、「給食費」及び「学習支援費」に示す額。
  - ③ 住宅扶助基準の表中「家賃、間代、地代等の額」に示す額の範囲内で、実際に児童生徒の属する世帯が家賃代、地代等として負担している額。
- (2) 上記(1)の目安額算定においては、平成24年12月末日に適用されている生活保護基準額を用いて算定し、世帯構成員の年齢については、前年の12月末日現在（ただし、1月1日から3月31日までの申請については、前々年の12月末日現在）で算定する。

### 3 世帯構成員の算定

- (1) 「児童生徒の属する世帯の構成員」とは、同一の住居に居住している者をいう。ただし、明らかに互いに独立した生活を営んでいると教育委員会が認めた場合を除く。
- (2) 次の場合は、同一の住居に居住していなくとも同一世帯構成員とする。
- ① 保護者などの家計を支えている者が、出稼ぎ又は単身赴任等により別居しているとき。
  - ② 就学又は病気療養等のため、一時的に別居しているとき。
  - ③ その他、①②と同様な状態にあるとき。